

山梨地方最低賃金審議会
審 議 資 料

(第1回運営小委員会・第6回本審議会)

令和4年3月8日

令和3年度 第1回運営小委員会・第6回本審議会（3/8）

配 布 資 料 目 次

1	令和4年度最低賃金改正等の推進について（案）	1
2	山梨地方最低賃金審議会運営規程改正案	5
3	山梨地方最低賃金審議会専門部会運営規程改正案	9
4	山梨県電気機械器具等製造業等における特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明（2022年2月24日付け）写し	13
5	山梨県自動車・同附属品製造業における特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明（2022年2月24日付け）写し	15
6	最低賃金の引き上げと全国一律最賃の確立を求める要請（2022年3月1日付け）写し	17
7	山梨県地域別及び特定（産業別）最低賃金額等の推移	19
8	令和3年度山梨地方最低賃金審議会・専門部会等開催状況	21
9	令和3年度地域別最低賃金の改正状況（全国）	23
10	電気機械器具等製造業最低賃金改正状況（令和3年度）	25
11	輸送用機械器具等製造業最低賃金改正状況（令和3年度）	27
12	最低賃金審議会令	29
13	山梨地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程	33

令和4年度 最低賃金改正等の推進について（案）

令和4年3月8日
山梨地方最低賃金審議会

当審議会は、最低賃金改正等の円滑な推進を図るため、審議会の審議運営等について次のとおり定める。

第1 審議会の審議運営等について

- 1 山梨地方最低賃金審議会の下に次の機関を置く。なお、特定の問題について、別途委員会を設ける場合は、審議会において協議した上で設けることとする。
 - (1) 専門部会
 - (2) 特定最低賃金検討委員会
 - (3) 運営小委員会

- 2 各機関の役割等は、次のとおりとする。

- (1) 山梨地方最低賃金審議会（以下「本審」という。）
 - ア 本審は、諮問の受理、答申、議決を行う。また、建議を行うことができる。
 - イ 運営等に係る事項については、関係法令及び山梨地方最低賃金審議会運営規程の定めるところによる。

- (2) 専門部会

ア 専門部会は、地域別最低賃金及び各特定最低賃金の改正等に際してそれぞれ設置し、本審からの付議事項の調査審議を行う。

イ 委員数は、関係労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）、関係使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）の各側3名とする。

なお、特定最低賃金専門部会における労働者委員及び使用者委員のうち各1名以上は本審委員を、また、各2名以上は当該決定を行う産業に關係する代表をもって充てる。

ウ 専門部会での審議回数は、3回程度で結審するよう努力するが、必要に応じて予備日を設けることができる。

なお、各回の審議内容はおおむね次のとおりとし、平日に審議を行う。

第1回－辞令交付、部会長・同代理選出、審議日程の検討及び賃金状況等の把握

第2回－改正等に関する賃金状況等の審議

第3回－改正額に関する審議

予備日－改正額に関する審議

エ 特定最低賃金の改正に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項における「専門部会の決議をもって本審の決議とする」旨の規定の適用ができることがあるとするが、この適用は、専門部会における決議が全会一致の場合に限ることとする。

オ 特定最低賃金については、昭和61年2月の中央最低賃金審議会（以下

「中賃審」という。) 答申の「新産業別最低賃金の運営方針」に沿って審議を行う。

また、その運営は平成10年12月の中賃審産業別最低賃金に関する全員協議会報告及び平成14年12月の中賃審産業別最低賃金制度全員協議会報告により行うこととするが、必要がある場合には運営小委員会等において運営面の改善について検討を行う。

カ その他運営等に係る事項については、関係法令及び専門部会運営規程の定めるところによる。

(3) 特定最低賃金検討委員会(以下「特定最賃検討委員会」という。)

ア 特定最賃検討委員会は、特定最低賃金の新設、改正又は廃止に係る申出が見込まれる場合に設け、申出内容について検討し、必要性に係る審議を行う。

イ 委員は、本審委員の公益委員、労働者委員及び使用者委員から各2名を選出し、会長が指名する。

なお、労働者委員及び使用者委員は、原則として当該検討を行う産業に關係する委員をもって充てる。

ウ 運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程に準ずる。

(4) 運営小委員会

ア 運営小委員会は、本審及び専門部会等の効率的な運営を図るために設け、日程及び審議事項の検討・調整等運営全般にわたり協議する。

イ 委員及び運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程の定めるところによる。

3 審議で使用する資料は、原則として次のとおりとする。

(1) 最低賃金に関する基礎調査による賃金の実態(本年6月分)

(2) 勤労者世帯の生計費、生活保護に係る施策との整合性(生活保護費と山梨県最低賃金の1か月換算額との比較)に関する資料及び消費者物価指数の推移

(3) 毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査による賃金の実態

(4) 新規学卒者の初任給の状況

(5) 春季賃金引上げ要求と妥結状況

(6) その他必要な資料

第2 最低賃金改正の審議時期等について

1 山梨県最低賃金の改正諮問については、賃金の改定状況がある程度確認できる時期に受ける。

また、金額の改正審議については、中賃審の目安額が提示される時期に原則として前年度の実績を踏まえて行う。

2 特定最低賃金の改正決定の必要性の諮問及び金額改正等の諮問を受ける時期、

また、審議運営は原則として前年度の実績を踏まえて行う。

3 本審議会の審議時期と山梨地方労働審議会における最低工賃の審議時期を考慮し、効率的な審議運営を図る。

4 上記の他、法令・規程等に定めがなく、かつ、審議に必要な事項については運営小委員会で協議し、決定する。

第3 議事録及び審議資料の公開について

本審議会の議事録及び会議の資料については、「山梨地方最低賃金審議会運営規程」に基づき、会議の一部又は全部を非公開としたものを除き、山梨労働局のホームページにおいて公開する。

なお、非公開としたものについても、議事要旨を山梨労働局のホームページにおいて公開するものとする。

山梨地方最低賃金審議会運営規程 (案)

昭和 52 年 4 月 22 日
改正 平成 8 年 5 月 10 日
改正 平成 10 年 3 月 23 日
改正 平成 12 年 3 月 23 日
改正 平成 13 年 8 月 3 日
改正 平成 14 年 5 月 10 日
改正 令和 3 年 7 月 1 日
改正 令和 4 年 3 月 8 日

(規程の目的)

第1条 この規程は、山梨地方最低賃金審議会（以下、「審議会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、山梨労働局長又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の各委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

- 2 前項の規程により山梨労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも当該期日の1週間前までに会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも当該期日の3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、山梨労働局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事項について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 会長が必要であると認めるときは、~~テレビ会議システム~~（映像と音声の送 WEB会議システム等

受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 ~~テレド会議システム~~を利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令WEB会議システム等第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知するものとする。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

- 第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。
 - 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができます。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第7条 会議の議事については、議事録を作成し、会長及び会長が指名した委員二人がその内容を確認するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。
 - 3 議事録の一部又は全部を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(答申及び決議書の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は決議書をその都度山梨労働局長に送付するものとする。

(規定の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

(附 則)

1 この規程は、最低賃金審議会令第8条の規定により定め、平成8年5月10日から施行する。

2 この規程は、平成10年4月1日より施行する。

(附 則)

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

(附 則)

この規程は、平成13年8月3日より施行する。

(附 則)

この規程は、平成14年5月10日より施行する。

(附 則)

この規程は、令和3年7月1日より施行する。

(附 則)

この規程は、令和4年3月8日より施行する。

山梨地方最低賃金審議会専門部会運営規程（案）

改正 平成 9年11月20日
改正 平成10年 3月23日
改正 平成12年 3月23日
改正 平成13年 8月 3日
改正 平成14年 5月10日
改正 平成20年 7月 1日
改正 令和 3年 7月 1日
改正 令和 4年3月 8日

（規程の目的）

第1条 この規程は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条の規定により、山梨地方最低賃金審議会の下に設置する専門部会（以下、「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（会議の招集）

第2条 専門部会の会議（以下、「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、山梨労働局長又は3人以上の専門部会委員（以下、「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

- 2 前項の規程により山梨労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも当該期日の3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、山梨労働局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

WEB会議システム等

第3条 部会長が必要であると認めるときは、~~テレビ会議システム~~（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話ができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 ~~テレビ会議システム~~を利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会WEB会議システム等

令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を速やかに部会長に適当な方法で通知するものとする。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、その旨をあらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けなければならない。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができます。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、会長及び会長が指名した委員二人がその内容を確認するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。
- 3 議事録の一部又は全部を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(決議の報告)

第7条 部会長は、専門部会において本審議会からの付議事項、あるいは関係法令に基づく議決を行ったときには、その内容に審議経過の概要を付して、その都度山梨地方最低賃金審議会長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、山梨地方最低賃金審議会の議決により行う。

(附 則)

- 1 この規程は、最低賃金審議会令第8条及び家内労働審議会令第9条により定め、平成9年1月20日より施行する。
- 2 山梨地方最低賃金審議会専門部会運営規程（昭和52年制定、平成8年5月10日改正施行）及び各業種最低工賃専門部会運営規程は、この規程の施行日をもって廃止する。
- 3 この規程は、平成10年4月1日より施行する。

(附 則)

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

(附 則)

この規程は、平成13年8月3日より施行する。

(附 則)

この規程は、平成14年5月10日より施行する。

(附 則)

この規程は、平成20年7月1日より施行する。

(附 則)

この規程は、令和3年7月1日より施行する。

(附 則)

この規程は、令和4年3月8日より施行する。

2022年2月24日

山梨労働局

局長 生方 勝 様

電機連合

議 長

山梨県電気機械器具等製造業等における 特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明

2021年度における特定（産業別）最低賃金の改正については、格別のご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、2022年度につきましても、下記のとおり山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業における特定最低賃金の改正についての申し出を行いたく、その意向を表明するものであります。

記

1. 申し出者 電機連合山梨地方協議会 議長
2. 件名 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
3. 申し出の理由
 - (1) 適正な法定最低賃金を決定することによる未組織労働者を含む産業全体の賃金・労働条件の改善
 - (2) 公正競争の確保による産業の健全な発展
 - (3) 県内における主要産業の一つとしての社会的な責任の遂行
4. 申し出の時期 2022年7月末日まで

以 上



2022年2月24日

山梨労働局
局長 生方 勝 様

基幹労連山梨県センター

委員長 [REDACTED]

自動車総連山梨地方協議会

議長 [REDACTED]

電機連合山梨地方協議会

議長 [REDACTED]

JAM甲信山梨県連絡会

会長 [REDACTED]

「山梨県自動車・同附属品製造業」における
特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明

2021年度における特定最低賃金の改正については、格別のご配慮をいただき誠にありがとうございました。

さて、2022年度につきましても、下記のとおり山梨県自動車・同附属品製造業における特定最低賃金の改正についての申し出を行ないたく、その意向を表明するものであります。

記

- | | | | |
|-----------|--|-----|------------|
| 1. 申し出者 | 基幹労連山梨県センター | 委員長 | [REDACTED] |
| | 自動車総連山梨地方協議会 | 議長 | [REDACTED] |
| | 電機連合山梨地方協議会 | 議長 | [REDACTED] |
| | JAM甲信山梨県連絡会 | 会長 | [REDACTED] |
| 2. 件名 | 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金 | | |
| 3. 申し出の理由 | 適正な法定最低賃金を設定することによる未組織労働者を含む産業全体の賃金、労働条件の改善。 | | |
| 4. 申し出の時期 | 2022年7月末まで | | |

以上



2022年3月1日

山梨労働局

局長 生方 勝様
山梨地方最低賃金審議会
会長 反田 一富様

山梨県労働組合連合会
議長 [REDACTED]
甲府市徳行4-3

最低賃金の引き上げと全国一律最賃の確立を求める要請

貴職におかれましては、最低賃金の引き上げで、県内労働者の暮らし改善のために日々ご尽力いただいていることに感謝を申し上げるとともに敬意を表します。

2021年の地域別最低賃金は、最も高い東京は1041円、山梨県では866円、最も低い2県では820円に過ぎません。866円の場合、月額13万4,230円（「山梨県勤労統計調査：所定内労働時間一般労働者」月155時間就労で計算）となり、年収では161万760円です。貧困から抜け出せないワーキングプアである年収200万円に達しません。これでは人間らしいまともな暮らしはできません。

また、最低賃金の地域間格差によって、労働者は仕事と豊かさを求めて都市部に流出していきます。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地方経済はますます疲弊しています。地域経済を活性化させるためにも、最低賃金を大幅に引き上げて、地域間格差をなくしていくことが必要です。全労連が調査した最低生計費試算では、全国どこでも月額24万円（時給1,500円程度）以上必要で、地域間で大きな差がないことが明らかになりました。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が必要です。

労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。誰もが安心して暮らせる社会をつくるために、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制について強く要望します。2022年の最低賃金改定にあたり以下の項目につきまして、貴職のご尽力及び上部機関への働きかけをお願いします。

記

1. 山梨県の最低賃金を「時間額1500円以上」に引き上げること。
2. 審議会の労働者側委員に、県内各労働団体からバランスよく選出すること。
3. 山梨地方最低賃金審議会を全て公開審議にし、要望のある組織から意見陳述を認めること。
4. 全国一律最低賃金制度を実現するよう、国に働きかけること。
5. 最低賃金の引き上げを保障するため、中小・零細企業への支援策を充実するよう、国に働きかけること。



以上

山梨県地域別及び特定(産業別)最低賃金額等の推移

山梨労働局

	産業	年度 項目																					
			平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
1	山梨県最低賃金 (新設:昭和47年)	時間 額	金額(円)	647	647	648	651	655	665	676	677	689	690	695	706	721	737	759	784	810	837	838	866
			引上額(円)	0	0	1	3	4	10	11	1	12	1	5	11	15	16	22	25	26	27	1	28
			引上率(%)	0.00	0.00	0.15	0.46	0.61	1.53	1.65	0.15	1.77	0.15	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.34
2	電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業 (新設:昭和63年)	時間 額	金額(円)	752	753	754	757	761	770	779	782	789	793	798	806	819	834	851	869	890	913	914	934
			引上額(円)	1	1	1	3	4	9	9	3	7	4	5	8	13	15	17	18	21	23	1	20
			引上率(%)	0.13	0.13	0.13	0.40	0.53	1.18	1.17	0.39	0.90	0.51	0.63	1.00	1.61	1.83	2.04	2.12	2.42	2.58	0.11	2.19
3	自動車・同附属品 製造業 (新設:平成元年)	時間 額	金額(円)	758	759	760	764	768	778	788	791	798	801	806	815	828	843	857	875	896	918	919	938
			引上額(円)	1	1	1	4	4	10	10	3	7	3	5	9	13	15	14	18	21	22	1	19
			引上率(%)	0.13	0.13	0.13	0.53	0.52	1.30	1.29	0.38	0.88	0.38	0.62	1.12	1.60	1.81	1.66	2.10	2.40	2.46	0.11	2.07

2の産業については、平成19年までは「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業」であったが、産業分類の変更により平成20年度から「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」に変更となった。

令和3年度 山梨地方最低賃金審議会関係開催状況

会議名称等		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
山梨地方最低 賃金審議会	<p>【諮問】 ・地賃：7/1 ・必要性：7/29 ・電気：8/23 ・自動車：8/23</p> <p>【答申】 ・地賃：8/5 ・必要性：8/23 ・電気：10/14 ・自動車：10/12</p>	7月1日 <input type="checkbox"/> 会長及び会長代理の選出 <input type="checkbox"/> 運営小委員会の委員の指名 <input type="checkbox"/> 山梨県最低賃金の改正決定の諮問 <input type="checkbox"/> 山梨県最低賃金専門部会の設置 <input type="checkbox"/> 特定最低賃金検討委員会委員の選出 <input type="checkbox"/> 今後の審議日程について	7月29日 <input type="checkbox"/> 令和3年度目安について（伝達） <input type="checkbox"/> 賃金実態調査結果について <input type="checkbox"/> 労使からの意見聴取結果について <input type="checkbox"/> 特定最低賃金（電気、自動車）改正決定の必要性有無の諮問 <input type="checkbox"/> 今後の審議日程について	8月5日 <input type="checkbox"/> 山梨県最低賃金の改正決定の答申 <input type="checkbox"/> 今後の審議日程について	8月23日 <input type="checkbox"/> 審議会の意見（県最賃答申）に関する異議申出について（諮問・答申） <input type="checkbox"/> 特定最低賃金（電気、自動車）改正決定の必要性有無の答申 <input type="checkbox"/> 特定最低賃金（電気、自動車）改正決定の諮問 <input type="checkbox"/> 特定最低賃金（電気、自動車）専門部会の設置 <input type="checkbox"/> 特定最低賃金専門部会専決の決議	9月29日 <input type="checkbox"/> 最低賃金に関する基礎調査における集計誤りについて <input type="checkbox"/> 今年度の地域別最低賃金の審議への影響について	3月8日開催予定 <input type="checkbox"/> 令和4年度最低賃金改正等の推進について <input type="checkbox"/> 特定最低賃金改正申出に係る意向表明状況について
山梨県最低賃金専門部会		7月16日 <input type="checkbox"/> 部会長、部会長代理選出 <input type="checkbox"/> 山梨県最低賃金改正の審議日程について <input type="checkbox"/> 最低賃金等の状況等について（資料説明） <input type="checkbox"/> 労使からの意見聴取結果について <input type="checkbox"/> 今後の審議の進め方について	7月29日 <input type="checkbox"/> 山梨県内の経済、最低賃金を取り巻く状況について（資料説明） <input type="checkbox"/> 各側の基本的見解	8月2日 <input type="checkbox"/> 改正審議	8月4日 <input type="checkbox"/> 改正審議（結審） ※多数決		
特定最低賃金検討委員会		8月17日 <input type="checkbox"/> 特定最低賃金（電気、自動車）改正の必要性の審議					
特定 最低 賃 金	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	9月29日 （合同専門部会） <input type="checkbox"/> 部会長、部会長代理選出 <input type="checkbox"/> 特定最低賃金改正の審議日程について <input type="checkbox"/> 特定最低賃金の状況等について（資料説明） <input type="checkbox"/> 各側の基本的見解	10月7日 <input type="checkbox"/> 改正審議	10月14日 <input type="checkbox"/> 改正審議（結審） ※全会一致 <input type="checkbox"/> 特定最低賃金（山梨県電気機械器具等製造業最低賃金）の改正決定の答申			
	自動車・同附属品製造業		10月5日 <input type="checkbox"/> 改正審議	10月12日 <input type="checkbox"/> 改正審議（結審） ※全会一致 <input type="checkbox"/> 特定最低賃金（山梨県自動車・同付属品製造業最低賃金）の改正決定の答申			
運営小委員会							3月8日開催予定 <input type="checkbox"/> 令和4年度最低賃金改正等の推進について

令和3年度 地域別最低賃金の改正状況

ランク	都道府県	発効日	最低賃金額	引上げ額	格差 (東京=100)	引上率
A	東京	2021年10月1日	1041	28	100.0	2.76%
A	神奈川	2021年10月1日	1040	28	99.9	2.77%
A	大阪	2021年10月1日	992	28	95.3	2.90%
A	愛知	2021年10月1日	955	28	91.7	3.02%
A	埼玉	2021年10月1日	956	28	91.8	3.02%
A	千葉	2021年10月1日	953	28	91.5	3.03%
B	京都	2021年10月1日	937	28	90.0	3.08%
B	兵庫	2021年10月1日	928	28	89.1	3.11%
B	静岡	2021年10月2日	913	28	87.7	3.16%
B	滋賀	2021年10月1日	896	28	86.1	3.23%
B	茨城	2021年10月1日	879	28	84.4	3.29%
B	栃木	2021年10月1日	882	28	84.7	3.28%
B	広島	2021年10月1日	899	28	86.4	3.21%
B	長野	2021年10月1日	877	28	84.2	3.30%
B	富山	2021年10月1日	877	28	84.2	3.30%
B	三重	2021年10月1日	902	28	86.6	3.20%
B	山梨	2021年10月1日	866	28	83.2	3.34%
C	群馬	2021年10月2日	865	28	83.1	3.35%
C	岡山	2021年10月2日	862	28	82.8	3.36%
C	石川	2021年10月7日	861	28	82.7	3.36%
C	香川	2021年10月1日	848	28	81.5	3.41%
C	奈良	2021年10月1日	866	28	83.2	3.34%
C	宮城	2021年10月1日	853	28	81.9	3.39%
C	福岡	2021年10月1日	870	28	83.6	3.33%
C	山口	2021年10月1日	857	28	82.3	3.38%
C	岐阜	2021年10月1日	880	28	84.5	3.29%
C	福井	2021年10月1日	858	28	82.4	3.37%
C	和歌山	2021年10月1日	859	28	82.5	3.37%
C	北海道	2021年10月1日	889	28	85.4	3.25%
C	新潟	2021年10月1日	859	28	82.5	3.37%
C	徳島	2021年10月1日	824	28	79.2	3.52%
D	福島	2021年10月1日	828	28	79.5	3.50%
D	大分	2021年10月6日	822	30	79.0	3.79%
D	山形	2021年10月2日	822	29	79.0	3.66%
D	愛媛	2021年10月1日	821	28	78.9	3.53%
D	島根	2021年10月2日	824	32	79.2	4.04%
D	鳥取	2021年10月6日	821	29	78.9	3.66%
D	熊本	2021年10月1日	821	28	78.9	3.53%
D	長崎	2021年10月2日	821	28	78.9	3.53%
D	高知	2021年10月2日	820	28	78.8	3.54%
D	岩手	2021年10月2日	821	28	78.9	3.53%
D	鹿児島	2021年10月2日	821	28	78.9	3.53%
D	佐賀	2021年10月6日	821	29	78.9	3.66%
D	青森	2021年10月6日	822	29	79.0	3.66%
D	秋田	2021年10月1日	822	30	79.0	3.79%
D	宮崎	2021年10月6日	821	28	78.9	3.53%
D	沖縄	2021年10月8日	820	28	78.8	3.54%
全国加重平均		-	930	28	-	3.10%

電気機械器具等製造業最低賃金改正状況(令和3年度)

地域別最低賃金(R03)					電気機械器具製造業最低賃金(R03)										
ランク	都道府県	時間額 (円)	格差 (東京 =100)	引上額 (円) B	引上率 (%)	現行額 (円)	改正額 (円)	格差 (大阪 =100)	引上額 (円) A	引上率 (%)	効力 発生日	地質の 引上額 との差 A-B	目安と の差	01-02 の引上 げ額	02-03の 引上 げ額 との差
A	東京	1041	100.0	28	2.76	-	-								
A	神奈川	1040	99.9	28	2.77	-	-								
A	大阪	992	95.3	28	2.90	966	994	100.0	+28	2.9	R3/12/01	±0	±0	+1	+27
A	愛知	955	91.7	28	3.02	-	-								
A	埼玉	956	91.8	28	3.02	954	981	98.7	+27	2.8	R3/12/01	-1	-1	+3	+24
A	千葉	953	91.5	28	3.03	954	981	98.7	+27	2.8	R3/12/25	-1	-1	+3	+24
B	京都	937	90.0	28	3.08	936	957	96.3	+21	2.2	R4/01/26	-7	-7	±0	+21
B	兵庫	928	89.1	28	3.11	902	930	93.6	+28	3.1	R3/12/01	±0	±0	+2	+26
B	静岡	913	87.7	28	3.16	920	939	94.5	+19	2.1	R3/12/20	-9	-9	+1	+18
B	滋賀	896	86.1	28	3.23	917	939	94.5	+22	2.4	R3/12/30	-6	-6	+3	+19
B	茨城	879	84.4	28	3.29	904	932	93.8	+28	3.1	R3/12/31	±0	±0	+3	+25
B	栃木	882	84.7	28	3.28	913	940	94.6	+27	3.0	R3/12/31	-1	-1	+3	+24
B	広島	899	86.4	28	3.21	897	924	93.0	+27	3.0	R3/12/31	-1	-1	+2	+25
B	長野	877	84.2	28	3.30	894	916	92.2	+22	2.5	R3/12/29	-6	-6	+2	+20
B	富山	877	84.2	28	3.30	851	879	88.4	+28	3.3	R3/12/24	±0	±0	+2	+26
B	三重	902	86.6	28	3.20	906	927	93.3	+21	2.3	R3/12/21	-7	-7	+1	+20
B	山梨	866	83.2	28	3.34	914	934	94.0	+20	2.2	R3/12/15	-8	-8	+1	+19
C	群馬	865	83.1	28	3.35	910	935	94.1	+25	2.8	R3/12/29	-3	-3	+2	+23
C	岡山	862	82.8	28	3.36	878	904	91.0	+26	3.0	R4/01/07	-2	-2	±0	+26
C	石川	861	82.7	28	3.36	870	896	90.1	+26	3.0	R3/12/31	-2	-2	+2	+24
C	香川	848	81.5	28	3.41	886	913	91.9	+27	3.1	R3/12/15	-1	-1	+3	+24
C	奈良	866	83.2	28	3.34	883	891	89.6	+8	0.9	R3/12/29	-20	-20	+1	+7
C	宮城	853	81.9	28	3.39	864	890	89.5	+26	3.0	R3/12/15	-2	-2	+2	+24
C	福岡	870	83.6	28	3.33	927	947	95.3	+20	2.2	R3/12/10	-8	-8	+1	+19
C	山口	857	82.3	28	3.38	893	921	92.7	+28	3.1	R3/12/15	±0	±0	+1	+27
C	岐阜	880	84.5	28	3.29	887	907	91.3	+20	2.3	R3/12/21	-8	-8	+1	+19
C	福井	858	82.4	28	3.37	-	-								
C	和歌山	859	82.5	28	3.37	-	-								
C	北海道	889	85.4	28	3.25	895	924	93.0	+29	3.2	R3/12/02	+1	+1	+1	+28
C	新潟	859	82.5	28	3.37	910	936	94.2	+26	2.9	R3/12/25	-2	-2	+2	+24
C	徳島	824	79.2	28	3.52	888	911	91.7	+23	2.6	R3/12/21	-5	-5	+3	+20
D	福島	828	79.5	28	3.50	834	856	86.1	+22	2.6	R4/01/13	-6	-6	+1	+21
D	大分	822	79.0	30	3.79	835	864	86.9	+29	3.5	R3/12/25	-1	+1	+3	+26
D	山形	822	79.0	29	3.66	846	872	87.7	+26	3.1	R3/12/25	-3	-2	+3	+23
D	愛媛	821	78.9	28	3.53	895	921	92.7	+26	2.9	R3/12/25	-2	-2	+3	+23
D	島根	824	79.2	32	4.04	825	853	85.8	+28	3.4	R3/12/26	-4	±0	+3	+25
D	鳥取	821	78.9	29	3.66	809	825	83.0	+16	2.0	R3/12/17	-13	-12	+2	+14
D	熊本	821	78.9	28	3.53	836	863	86.8	+27	3.2	R3/12/15	-1	-1	+4	+23
D	長崎	821	78.9	28	3.53	837	864	86.9	+27	3.2	R3/12/29	-1	-1	+4	+23
D	高知	820	78.8	28	3.54	-	-								
D	岩手	821	78.9	28	3.53	820	847	85.2	+27	3.3	R3/12/29	-1	-1	+2	+25
D	鹿児島	821	78.9	28	3.53	815	842	84.7	+27	3.3	R3/12/17	-1	-1	+3	+24
D	佐賀	821	78.9	29	3.66	839	867	87.2	+28	3.3	R3/12/18	-1	±0	+3	+25
D	青森	822	79.0	29	3.66	833	859	86.4	+26	3.1	R3/12/21	-3	-2	+4	+22
D	秋田	822	79.0	30	3.79	836	861	86.6	+25	3.0	R3/12/24	-5	-3	+3	+22
D	宮崎	821	78.9	28	3.53	803	831	83.6	+28	3.5	R3/12/24	±0	±0	+3	+25
D	沖縄	820	78.8	28	3.54	-	-								

輸送用機械器具等製造業最低賃金改正状況(令和3年度)

自 ラ ン ク	都道府県	地域別最低賃金(R03)				輸送用機械器具製造業最低賃金(R03)									
		時間額 (円)	格差 (東京 =100)	引上額 (円) (B)	引上率 (%)	現行額 (円)	改正額 (円)	格差 (兵庫 =100)	引上額 (円) (A)	引上率 (%)	効力 発生日	地質の 引上額 との差 (A-B)	目安と の差	01-02 の引上 げ額	02-03の 引上げ 額との差
	A 東京	1,041	100.0	28	2.76	-	-								
	A 神奈川	1,040	99.9	28	2.77	-	-								
自 A	大阪	992	95.3	28	2.90	970	998	99.6	+28	2.9	R3/12/01	±0	±0	+1	+27
	A 愛知	955	91.7	28	3.02	957	976	97.4	+19	2.0	R3/12/16	-9	-9	+2	+17
	A 埼玉	956	91.8	28	3.02	966	990	98.8	+24	2.5	R3/12/01	-4	-4	+5	+19
	A 千葉	953	91.6	28	3.03	-	-								
	B 京都	937	90.0	28	3.08	947	968	96.6	+21	2.2	R4/01/26	-7	-7	±0	+21
	B 兵庫	928	89.2	28	3.11	978	1,002	100.0	+24	2.5	R3/12/01	-4	-4	+3	+21
	B 静岡	913	87.7	28	3.16	951	970	96.8	+19	2.0	R3/12/20	-9	-9	+1	+18
	B 滋賀	896	86.1	28	3.23	936	957	95.5	+21	2.2	R3/12/30	-7	-7	+2	+19
	B 茨城	879	84.4	28	3.29	-	-								
自 B	栃木	882	84.7	28	3.28	920	947	94.5	+27	2.9	R3/12/31	-1	-1	+3	+24
自 B	広島	899	86.4	28	3.21	915	938	93.6	+23	2.5	R3/12/31	-5	-5	+1	+22
	B 長野	877	84.3	28	3.30	905	927	92.5	+22	2.4	R3/12/16	-6	-6	+2	+20
	B 富山	877	84.3	28	3.30	912	934	93.2	+22	2.4	R3/12/24	-6	-6	+5	+17
	B 三重	902	86.7	28	3.20	942	962	96.0	+20	2.1	R3/12/21	-8	-8	+1	+19
自 B	山梨	866	83.2	28	3.34	919	938	93.6	+19	2.1	R3/12/11	-9	-9	+1	+18
	C 群馬	865	83.1	28	3.35	910	935	93.3	+25	2.8	R3/12/29	-3	-3	+2	+23
自 C	岡山	862	82.8	28	3.36	921	936	93.4	+15	1.6	R4/01/05	-13	-13	±0	+15
	C 石川	861	82.7	28	3.36	922	946	94.4	+24	2.6	R3/12/31	-4	-4	+2	+22
	C 香川	848	81.5	28	3.41	956	980	97.8	+24	2.5	R3/12/15	-4	-4	+3	+21
	C 奈良	866	83.2	28	3.34	-	-								
	C 宮城	853	81.9	28	3.39	-	-								
	C 福岡	870	83.6	28	3.33	944	957	95.5	+13	1.4	R4/01/07	-15	-15	±0	+13
	C 山口	857	82.3	28	3.38	937	965	96.3	+28	3.0	R3/12/15	±0	±0	+1	+27
自 C	岐阜	880	84.5	28	3.29	932	951	94.9	+19	2.0	R3/12/21	-9	-9	+2	+17
	C 福井	858	82.4	28	3.37	-	-								
	C 和歌山	859	82.5	28	3.37	-	-								
	C 北海道	889	85.4	28	3.25	889	917	91.5	+28	3.2	R3/12/10	±0	±0	+2	+26
	C 新潟	859	82.5	28	3.37	-	-							*	
	C 徳島	824	79.2	28	3.52	-	-							*	
	D 福島	828	79.5	28	3.50	870	890	88.8	+20	2.3	R4/01/13	-8	-8	+1	+19
	D 大分	822	79.0	30	3.79	878	894	89.2	+16	1.8	R3/12/25	-14	-12	+3	+13
自 D	山形	822	79.0	29	3.66	861	888	88.6	+27	3.1	R3/12/25	-2	-1	+3	+24
	D 愛媛	821	78.9	28	3.53	938	962	96.0	+24	2.6	R3/12/25	-4	-4	+3	+21
自 D	島根	824	79.2	32	4.04	887	919	91.7	+32	3.6	R3/12/29	±0	+4	+8	+24
	D 鳥取	821	78.9	29	3.66	-	-								
	D 熊本	821	78.9	28	3.53	888	902	90.0	+14	1.6	R3/12/15	-14	-14	+4	+10
	D 長崎	821	78.9	28	3.53	875	875	87.3	+0	0.0	R1/11/29	-28	-28	±0	±0
	D 高知	820	78.8	28	3.54	-	-								
	D 岩手	821	78.9	28	3.53	-	-								
	D 鹿児島	821	78.9	28	3.53	-	-								
	D 佐賀	821	78.9	29	3.66	-	-								
	D 青森	822	79.0	29	3.66	-	-								
自 D	秋田	822	79.0	30	3.79	877	907	90.5	+30	3.4	R3/12/24	±0	+2	+4	+26
	D 宮崎	821	78.9	28	3.53	-	-								
	D 沖縄	820	78.8	28	3.54	-	-								

○最低賃金審議会令

(昭和三十四年五月四日)

(政令第百六十三号)

最低賃金審議会令をここに公布する。

最低賃金審議会令

内閣は、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第二十八条第一項、第二十九条第一項(第三十一条第五項において準用する場合を含む。)、第三十一条第三項及び第三十二条の規定に基き、この政令を制定する。

(名称)

第一条 地方最低賃金審議会には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(平一一政三九〇・一部改正)

(組織)

第二条 中央最低賃金審議会の委員の数は、十八人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、十五人とする。ただし、東京地方最低賃金審議会及び大阪地方最低賃金審議会にあつては、十八人とする。

3 中央最低賃金審議会に、最低賃金法第二十五条第一項に規定する事項及び同条第二項に規定する最低賃金の決定又はその改正の決定その他特別の事項(第四条第二項において「最低賃金決定等」という。)を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(昭三五政一六二・平一二政三〇九・平一三政三一七・平二〇政一五一・一部改正)

(委員の推薦)

第三条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。

(平一一政三九〇・平一二政三〇九・一部改正)

(臨時委員の任命等)

第四条 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 臨時委員は、その者の任命に係る最低賃金決定等に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 臨時委員は、非常勤とする。

4 前条の規定は、関係労働者を代表する臨時委員及び関係使用者を代表する臨時委員の任命について準用する。この場合において、同条第一項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第二項中「推薦」とあるのは「推薦(厚生労働大臣が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適当でないと認める候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。

(平一二政三〇九・追加)

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)の三分の二以上又は労働者關係委員(中央最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち關係労働者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員をいう。)、使用者關係委員(中央最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち關係使用者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員をいう。)及び公益關係委員(中央最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち公益を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員をいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)で会議に出席したもののが過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平一二政三〇九・旧第四条繰下・一部改正)

(最低賃金専門部会)

- 第六条 最低賃金法第二十五条第一項又は第二項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低賃金専門部会」という。)の委員及び臨時委員(地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員)の数は、九人以内とする。
- 2 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、中央最低賃金審議会の委員及び臨時委員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき関係労働者を代表する臨時委員、関係使用者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員の数は、各同数とする。
- 4 第三条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第一項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第二項中「推薦」とあるのは「推薦(都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適当でないと認める候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。
- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。
- 6 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第二項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。
- 7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

(昭四五政一五一・平一一政三九〇・一部改正、平一二政三〇九・旧第五条繰下・一部改正、平二〇政一五一・一部改正)

(庶務)

- 第七条 中央最低賃金審議会の庶務は厚生労働省労働基準局賃金課において、地方最低賃金審議会の庶務は当該都道府県労働局において、処理する。

(昭四五政一五一・旧第六条繰下、平一一政三九〇・一部改正、平一二政三〇九・旧第七条繰下・一部改正、平一三政三一七・旧第八条繰上、平一七政三〇六・平二二政一七八・平二八政二三八・一部改正)

(雑則)

- 第八条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(昭四五政一五一・旧第七条繰下、平一二政三〇九・旧第八条繰下、平一三政三一七・旧第九条繰上)

附 則 抄

- 1 この政令は、昭和三十四年五月五日から施行する。
附 則 (昭和三五年六月二〇日政令第一六二号) 抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四五年五月三〇日政令第一五一号)

この政令は、昭和四十五年六月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月三日政令第三九〇号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

- 第四条 この政令の施行前に改正前の労働基準監督機関令、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令、最低賃金審議会令、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生法関係手数料令、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令、労働金庫法施行令及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第八条から第十二条までに規定する労働大臣又は当該業種に属する事業を所管する大臣の権限の一部を委任する政令の規定によりされた許可

等の処分その他の行為(以下「処分等の行為」という。)又はこの政令の施行の際現に改正前のこれらの政令の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下「申請等の行為」という。)で、この政令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この政令の施行の日以後における改正後のこれらの政令の適用については、改正後のこれらの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(その他の経過措置の労働省令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、労働省令で定める。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年九月二七日政令第三一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

(地方最低賃金審議会に関する経過措置)

第四条 東京地方最低賃金審議会及び大阪地方最低賃金審議会の委員の数は、この政令の施行の際現在に在任する委員又は補欠の委員の在任する間(その任期中に限る。)、なお従前の例によるものとする。

附 則 (平成一七年九月三〇日政令第三〇六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月二五日政令第一五一号)

この政令は、最低賃金法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十年七月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年八月四日政令第一七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年八月五日から施行する。

附 則 (平成二八年六月一七日政令第二三八号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二八年六月二十一日から施行する。

山梨地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

昭和 55 年 5 月 23 日
改正 平成 5 年 3 月 22 日
改正 平成 13 年 8 月 3 日

第1条 本会は、山梨地方最低賃金審議会運営小委員会（以下、「小委員会」という。）と
いう。

第2条 小委員会は、山梨地方最低賃金審議会（以下、「審議会」という。）に係る運営等
全般にわたり、効率的な審議を図るため協議することを目的とする。

第3条 小委員会の委員は、公益代表、労働者代表及び使用者代表の各側委員 2 名ずつ合計
6 名とし、審議会の委員のなかから各側委員の互選によって選出された委員より、会
長が指名する。

第4条 小委員会の会務を総理するため、委員長及び同代理をおく。委員長及び同代理は、
公益委員をもってあてる。

第5条 小委員会の会議は、委員長が必要と認めるとき委員長が招集する。

第6条 小委員会の会議は、全委員の出席により開催する。やむを得ない場合であっても、
各側委員が少なくとも 1 名出席しなければ会議を開催することができないことす
る。

第7条 小委員会の委員に事故あるときは、他の審議会委員が代理することができる。この
場合、各側委員のうち 1 名は当初指名された小委員会の委員でなければならない。

第8条 委員長は、必要と認めたときは、本小委員会の委員以外の委員の出席を求めること
ができる。

第9条 小委員会における協議の結果は、委員長が審議会に報告する。

第10条 小委員会に関するその他の運営は、最低賃金専門部会の運営に準ずるものとする。

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決により行う。

付則 この規程は、最低賃金審議会令第 8 条の規程により定め、平成 5 年 3 月 22 日
から施行する。

附則 この規定は、平成 13 年 8 月 3 日より施行する。

